

奈良市議会傍聴規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 議場における言論に対して、拍手、その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎたてないこと。</p> <p>(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</p> <p>(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(5) 飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</p>	<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 議場における言論に対して、拍手、その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎたてないこと。</p> <p>(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</p> <p>(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(5) 飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。</p> <p><u>(7) 携帯電話その他の電子機器に係る操作音等を鳴らさないこと。</u></p> <p>(8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</p>